

「化学物質管理者講習（取扱事業者向け）」のご案内

～業種、規模を問わず選任義務があります～

（一社）池袋労働基準協会
幹事：（一社）新宿労働基準協会

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、2024年4月1日から、リスクアセスメントの対象物である化学物質を製造、取扱い、譲渡提供するすべての事業者において、「化学物質管理者講習（取扱い事業者向け）」の選任が義務づけられました。

当協会では、化学物質を取扱う事業者等（化学物質の製造事業者を除く）を対象に、下記のとおり講習（1日、6時間）を開催いたします。

記

- 1 日 時 2025年6月4日（水）9：30～16：40（開場・受付は9:00～）
- 2 場 所 B I Z新宿 3階研修室A（新宿区西新宿6-8-2 裏面案内図参照）
- 3 受講対象者（定員60名）
化学物質のリスクアセスメント対象物を取扱う事業者（化学物質を製造する事業者を除く）で、化学物質管理者に選任される予定の方。リスクアセスメント対象物とは、厚生労働省により、ラベル表示とSDS交付が義務づけられている化学物質を指します。
- 4 講習科目・講習時間

（1）化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	1時間30分
（2）化学物質の危険性又は有害性等の調査	2時間
（3）化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等、その他の必要な記録等	1時間30分
（4）化学物質を原因とする災害の発生時の対応	30分
（5）関係法令	30分
	合計 6時間
- 5 講師 労働安全コンサルタント（化学）・労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）・技術士（化学、総合技術管理） 中 原 浩 彦 氏
- 6 受講料（テキスト代、消費税含む） 池袋協会の会員は、15,000円、非会員は、18,000円
5月28日（水）までに下記銀行口座宛お振込み下さい。
銀行名：みずほ銀行 池袋支店 普通預金 2849582
口座名義：一般社団法人池袋労働基準協会 特別会費口
- 7 受講申込 裏面の受講申込書にご記入の上、5月28日（水）までに、池袋労働基準協会あてFAX（03-3988-6366）してください。
- 8 修了証 全科目受講者には「化学物質管理者講習（取扱い事業者向け）修了証」を交付します。
- 9 その他
 - （1）遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
 - （2）申込み後の取消しは5月28日（水）までをお願いいたします。それ以降の取消しは返金できませんので予めご承知おきください。
 - （3）お問合せ先 （一社）池袋労働基準協会
豊島区池袋 1-8-8 池袋労働基準協会ビル2階 TEL（03-3988-6344）

化学物質管理者講習（取扱い事業者向け）受講申込書 兼 受講票
（講習会当日、受付にご提示ください）

申込書 Fax 送付先 （一社）池袋労働基準協会事務局 あて
Fax 03-3988-6366

開催日 2025年6月4日（水） ※ 協会記入欄

	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	※修了証 番 号
1		西暦 年 月 日	
2		西暦 年 月 日	
3		西暦 年 月 日	
4		西暦 年 月 日	
5		西暦 年 月 日	

※6名以上の受講申込の場合には、この用紙をコピーしてご使用下さい。
※個人情報とは、本講習会のために使用致します。

2025年 月 日
（池袋協会会員 / 非会員 ※いずれかに○印をおつけください）

会社名

所在地 〒

Tel

担当者名 氏名

【案内図】

BIZ新宿
3階研修室A
新宿区西新宿6-8-2

